

# みんなで進めよう「住まいの耐震化」

～昭和56年5月31日以前に着工された家にお住まいの方へ～  
ご存知ですか！耐震改修工事費等の一部に対して補助が受けられます！



- 阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました
- 大きな被害を受けた建物のほとんどは、**昭和56年5月31日以前**に建築された木造住宅でした
- いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

## 住宅の「簡易耐震診断」を申し込んでください

加古川市が診断員を**無料**で派遣します

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象です。
- 戸建住宅のほか、共同住宅(長屋を含む)も対象となります。
- 木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のいずれの構造も対象です。(昭和56年6月以降に一体型増築をした住宅、プレハブ住宅・ツバイフォー住宅・丸太組み工法など、一部対象とならない場合があります)

## 耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7以上 1.0未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

(木造戸建住宅の場合)

耐震診断の結果、

**「危険」「やや危険」** の場合は・・・

家族の大切な命を守るためにも  
**「住まいの耐震化」**  
を検討してください

一人でも多くの市民の皆さんに耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

耐震改修工事をしたい

家全体をしっかり  
改修したい

### 住宅耐震化補助

耐震改修工事により、地震に対する十分な安全性を確保する場合に補助します。

費用的に耐震改修工事が困難

部分的でも  
改修をしたい

### 部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する場合に補助します。

建物が倒壊・半壊しても  
命だけは守りたい

### 防災ベッド等設置費補助

命を守る最低限の対策として、防災ベッド等を設置する場合に補助します。

※ それぞれの補助事業の詳細は裏面をご参照ください。

【お問合せ先】加古川市 建築指導課 電話 079-427-9263(直通)

## 住宅耐震化補助 耐震性が低い場合、補強設計や耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

### 住宅耐震改修計画策定費補助

- (1)対象となる方  
加古川市内に対象となる住宅を所有する方
- (2)対象となる住宅  
以下の条件をすべて満たす住宅(共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む)  
① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの  
② 違反建築物でない、認定工法でないもの  
③ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの
- (3)対象となる費用  
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- (4)補助額 補助率2/3  
戸建住宅 上限20万円  
共同住宅 上限12万円/戸

### 住宅耐震改修工事費補助★

- (1)対象となる方(両方を満たすこと)  
①加古川市内に対象となる住宅を所有する方  
②所得が1,200万円以下の兵庫県民の方(個人)
- (2)対象となる住宅  
①住宅耐震改修計画策定費補助と同じ  
②耐震改修工事費50万円以上であること
- (3)対象となる費用  
①地震に対する十分な安全性(評点1.0以上)を確保するための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強(附带工事を含む)に要する費用  
②耐震改修を行う室内の内装工事に要する費用(家具工事、設備工事を除く)
- (4)補助額 補助率4/5(115万円まで)  
戸建住宅 上限130万円(工事費300万円以上の場合)  
共同住宅 上限45万円/戸  
※「住宅耐震改修工事費補助」を受けた場合は、所得税の特別控除と固定資産税の減額措置もあります。

※住宅耐震改修計画策定費補助と住宅耐震改修工事費補助を一括で行う耐震改修計画・工事費パッケージ型補助の制度もあります。  
(県の登録を受けた設計事務所及び施工業者から構成される事業者グループとの契約が条件となります。)

※共同住宅のうち1,000㎡以上かつ3階以上のものをマンションといい、基準が異なる部分があります。詳細はお問い合わせください。

## 部分型耐震化補助 対象となる方は住宅耐震化補助と同じ。対象となる住宅は住宅耐震改修計画策定費補助と同じ。

### 簡易耐震改修工事費補助★

- (1)対象となる住宅  
「危険」と診断された住宅
- (2)対象となる費用  
「やや危険」又は「安全」にするための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用
- (3)補助額 補助率4/5  
戸建住宅 上限60万円  
共同住宅 上限25万円/戸

### シェルター型工事費補助

- (1)対象となる住宅  
「危険」「やや危険」と診断された住宅
- (2)対象となる費用  
耐震シェルターの設置に要する費用
- (3)補助額  
・戸建住宅、共同住宅 上限60万円(工事費50万円以上/戸)  
・令和9年3月31日時点で満65歳以上の人のみが居住する場合  
上限115万円

### 屋根軽量化工事費補助★

- (1)対象となる住宅  
「評点0.4以上」と診断された「非常に重い屋根」の住宅、  
「評点0.5以上」と診断された「非常に重い屋根、重い屋根」の住宅
- (2)対象となる費用  
屋根を軽量化(「重い屋根」又は「軽い屋根」)する工事に要する費用
- (3)補助額 補助率1/2(戸建除く)  
戸建住宅 上限60万円  
共同住宅 上限25万円/戸

### 防災ベッド等設置費補助

就寝中の地震から身を守ります。

- (1)対象となる方  
対象となる住宅に居住する方
- (2)対象となる住宅  
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ、戸建住宅のみ(一部要件が異なるので、加古川市にご確認ください)
- (3)対象となる費用  
対象となる住宅への防災ベッド等の設置に要する費用
- (4)補助額 10万円/台(定額)

### 補助金の代理受領が可能です

申請者からの委任があれば、事業者(耐震改修工事等を実施した者)が申請者の代わりに補助金の受領を代理で行うことができます。

支払いは工事などの代金と補助金の差額のみになり、当初の費用負担が軽減されます。

### 住宅改修業者登録制度等

★印の補助を受けるには、県の住宅改修業者登録制度による登録事業者又は県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者との契約が条件となります。

### 耐震改修工事実績について

「ひょうご住まいの耐震化促進事業」補助金を受けて行われた耐震改修工事の実績が、県のホームページで公表されています。

ひょうご住まい 工事実績

検索

※令和9年3月31日時点で満65歳以上の方が住宅所有者の場合、2親等以内の親族からの申請も可能です。

**注意** いずれの補助も交付決定通知を受ける前に契約すると、補助の対象にはなりません。